

【B-9.2 関連ライブラリ】 工事損害（損失）の補償処理

1. 工事損害に対する損失補償の位置付け

公共事業において、予防措置を含め必要かつ十分な対策を講じたにも拘わらず、期せずして発生した工事を直接原因とする損失・損害、不利益等について、「事業損失」の内の一形態として特に『工事損害（或いは工事損失）』と称されている。

そして、この問題解決のため被害を受けた者と工事施工者である起業者との間で話し合いを行い、協議が成立（一種の和解）する場合の補償が、「事業損失補償」となります。

2. 事業（工事）損失の補償、基本フロー【工事振動・地盤変動；太字・太線の流れ】

